



大阪大学では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、障がい学生支援を実施しています。

キャンパスライフ
健康支援・相談センター
相談支援部門



授業以外でのサポート

「ちょっとしたサポートが欲しいだけなんだけどな…」 「障がいっていうわけではないんだけど…」

キャンパスライフ健康支援・相談センターでは、大学生活で困難を感じているすべての学生に対して、相談にのったり、アドバイスや情報提供をおこなったりしています。合理的配慮の手続きを経なくても、授業の外で担当コーディネーターが必要なサポートを柔軟に行います。

また、障がいがあるかもしれない、障がいかわからないという学生への相談にもなっています。

困ったことがあれば一人で悩まず、気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

TEL: 06-6850-6107

E-mail: campuslifekenkou-ac@office.osaka-u.ac.jp

WEB サイト: <https://hacc.osaka-u.ac.jp>

E-mail 用 QR コード



アクセシビリティ支援
学生用かんたんハンドブック

はじめに

障がい等をもつ学生さんは、修学に必要な合理的配慮・サポートを受けることができます。もし、授業内での修学上の配慮・特別なサポートが必要な場合は、キャンパスライフ健康支援・相談センターか所属学部・研究科に、配慮申請書を提出していただくことになります。（配慮申請書はキャンパスライフ健康支援・相談センターか所属学部・研究科の相談窓口で受け取るか、当センターウェブサイトからダウンロードしてください。）

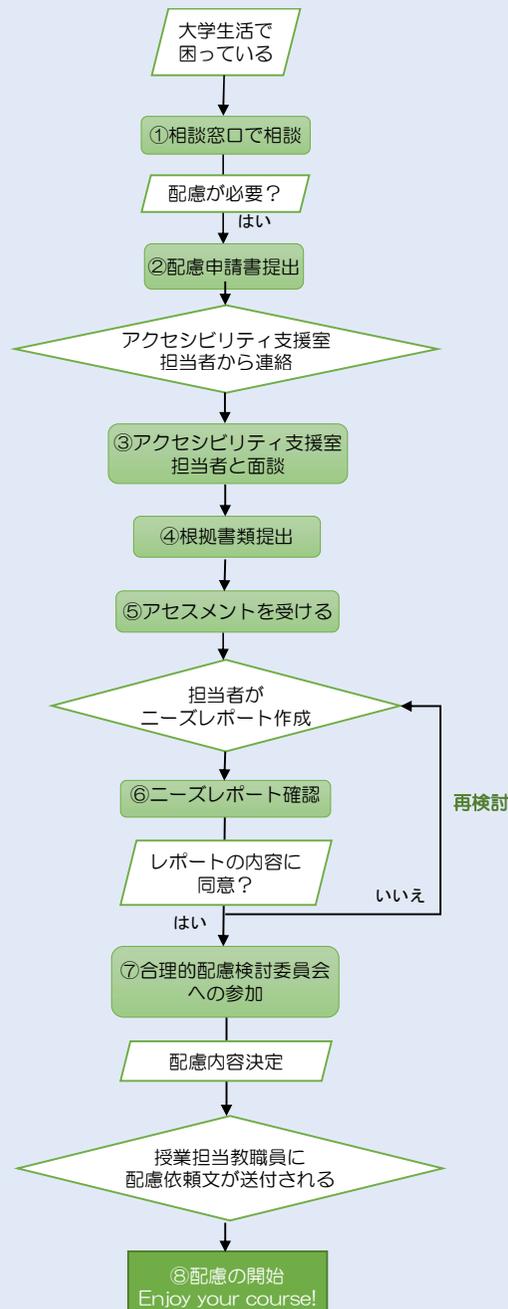
これらの配慮が受けられるのは、身体障がい、慢性疾患、精神疾患、発達障がい等があると認められた学生です。また、どのような配慮を受けられるかは、障がいの種別や程度だけではなく、個人のニーズや特性によって異なります。まずはご相談ください。

障がい等に起因して、修学上で困っている学生さんは、授業の中で合理的配慮を受けることができます。合理的配慮には本人による申請が必要です。



合理的配慮の手続き

合理的配慮は、次の図のような手続きを経て受けることができます。



申請をしてから実際に配慮が開始するまでには1か月は要します。できるだけ早めに申請をしてください。

- ① 障がいや現在抱えている困難さについて、所属学部・研究科の支援担当教職員あるいは当センターアクセシビリティ支援室のスタッフに相談します。
- ② 授業の中で配慮が必要だと判断したら、配慮申請書を所属学部・研究科に提出します。
- ③ アクセシビリティ支援室の専門スタッフとの面接を通して、ニーズと希望する配慮を明確にしていきます。
- ④ 診断書やその他の障がい等の根拠となるような書類を提出します。
- ⑤ アセスメントを受け、障がい等によるニーズと必要な配慮を明確にします。
- ⑥ アクセシビリティ支援室担当者がニーズレポートを作成しますので、その内容を確認します。ニーズレポートには、面談やアセスメントの結果から必要と判断された配慮内容が記されています。ニーズレポートの内容について異議がある場合は、担当者と再度話し合い、検討します。
- ⑦ 所属学部・研究科の担当教職員を交えて、合理的配慮検討委員会が開かれます。上記のニーズレポートを基に、配慮の具体的内容について合議で決定します。
- ⑧ 配慮依頼文書が授業担当の各教員に配布されます。それに基づいて、授業の中で配慮が開始されます。